

司研企二第1020号

(組いー02)

平成29年11月1日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所長 小・泉 博 嗣

司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について

(通知)

司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則(平成29年最高裁判所規則第4号)が平成29年11月1日から施行されることに伴い、標記の報告について下記のとおり定めました。

なお、平成19年6月28日付け司研企第001572号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について」による取扱いは、廃止します。

おって、平成28年度採用(第70期)司法修習生についての取扱いは、なお従前の例によってください。

記

- 1 監督の委託を受けた司法修習生について、司法修習生に関する規則(以下「規則」という。)第19条第2項の規定により最高裁判所に対する報告をする場合には、あらかじめ当該司法修習生に対して次の事項を告げた上、弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該司法修習生が所在不明又は心身の故障等により弁明することができないときは、この限りでない。

(1) 規則第17条第1項第1号、第6号又は第2項に定める事由に該当する疑いのある事実関係

(2) 規則第19条第2項の規定による報告の対象とする旨

(3) 弁明書の提出先及び提出期限

2 規則第19条第2項の規定による報告をする際には、当該司法修習生が提出した弁明書その他の資料（ただし審により弁明の機会を与えなかったときにあつては、弁明することができない事情を記載した文書）を併せて送付するものとする。